

恵愛園ケアプランセンター重要事項説明書

(指定居宅介護支援)

令和 年 月 日現在

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(福岡県介護保険広域連合指定 第4079600013号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただくことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

- 契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。
- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です

◇◆目次◆◇

1. 事業者	3
2. 事業所の概要	3
3. 事業実施地域及び営業時間	3
4. 職員の体制	4
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
6. サービスの利用に関する留意事項	6
7. 虐待防止のための措置	7
8. 業務継続に向けた取り組み	7
9. 感染症の予防及びまん延防止のための措置	7
10. 身体拘束等の原則禁止	8
11. 苦情の受付について	8

1. 事業者

(1) 法人名	社会福祉法人 恵心会
(2) 法人所在地	福岡県田川郡川崎町大字川崎 3205-1
(3) 電話番号	0947-72-7077
(4) 代表者氏名	理事長 神田 訓男
(5) 設立年月	平成2年12月1日

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類	指定居宅介護支援事業所 福岡県広域連合 4079600013号
(2) 事業の目的	恵愛園ケアプランセンターは、在宅の要介護者等が、在宅において日常生活を営むために必要な福祉サービスの適切な利用等をすることができるよう、利用者に対して居宅介護サービス計画書の作成等の介護支援サービスを提供することを目的としています。
(3) 事業所の名称	恵愛園ケアプランセンター
(4) 事業所の所在地	福岡県田川郡川崎町大字川崎 3205-1
(5) 電話番号	0947-72-4500
(6) 事業所長	管理者 相原 美紀
(7) 当事業所の運営方針	<p>① 被保険者が、要介護状態になった場合においても、その者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。</p> <p>② 被保険者の心身状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な指定居宅サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。</p> <p>③ 指定居宅サービス等を紹介する場合は、被保険者の意思及び人格を尊重し、常に被保険者の立場に立って、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行うものとする。</p> <p>④ 市町村、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設との連携に努めるものとする。</p>
(8) 開設年月日	平成12年4月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 田川市・田川郡全域・嘉麻市

(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	午前8時15分～午後5時15分
サービス提供時間帯	午前8時15分～午後5時15分

(3) 営業時間外連絡先

以下の電話連絡により24時間常時連絡が可能です。

電話番号 0947-72-7077 (恵愛園)

携帯番号 080-5250-7554 (管理者)

4. 職員体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常 勤	非常勤	合 計
1. 管 理 者	1名		1名
2. 介護支援専門員	1名以上		1名以上

5. 当事業が提供するサービスと利用料金

当事業では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担がありません。

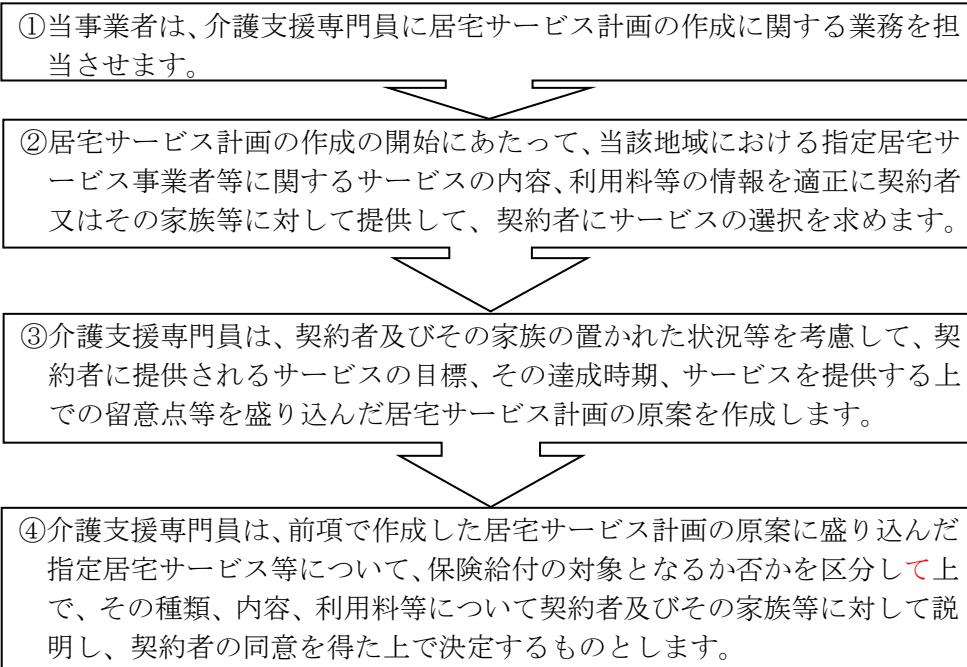
(1) サービスの内容と利用料金（契約書第8条、第9条参照）*

〈サービスの内容〉

① 宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者的心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

〈居宅サービス計画の作成の流れ〉



②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

<サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

居宅介護支援費（Ⅰ）【取扱い件数が45件未満】

要介護1・2	1,086単位/月
要介護3・4・5	1,411単位/月

居宅介護支援費（Ⅱ）【取扱い件数が45件以上60件未満】

要介護1・2	544単位/月
要介護3・4・5	704単位/月

※40件を超えた件数について適用

居宅介護支援費（Ⅲ）【取扱い件数が60件以上】

要介護1・2	326単位/月
要介護3・4・5	422単位/月

※60件を超えた件数について適用

介護予防支援

介護予防支援費Ⅱ	472単位/月	※取扱い件数について1/3換算
----------	---------	-----------------

看取り期において居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員がケアマネジメント業務を行なったものの利用者の死亡により居宅サービスの利用に至らなかつた場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理の準備が行われた場合、居宅介護支援の基本報酬を算定します。

★当事業所が算定している加算の料金（該当した場合のみ算定）

初回加算	300単位/月	
入院時情報連携加算	(I) 250単位/月	(II) 200単位/月
退院・退所加算	連携1回 450単位 又は 600単位	※条件により異なる。
	連携2回 600単位 又は 750単位	※条件により異なる。
	連携3回 900単位	
緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位/月	
通院時情報連携加算	50単位/月	

6. サービスの利用に関する留意事項

（1）サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時間に、担当の介護支援専門員を決定します。

（2）介護支援専門員の交替（契約書第7条参照）

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護保険専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者にたいして介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

（3）利用者の権利等

①サービス事業所の選択

利用者は担当する介護支援専門員に対して複数の介護サービス事業者を紹介するように求めることができます。また居宅サービス計画書に位置づけた介護サービス事業所について選定理由を求めるすることができます。

②公正中立なケアマネジメントの確保

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、前6ヶ月間に当該事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下、「訪問介護等」という）がそれぞれ位置づけられた居宅サービス計画の数が占める割合・前6ヶ月間に当該事業所において作成された居宅サービス計画に位置づけられた訪問介護等ごとの回数のうち同一の居宅サービス事業者または地域密着型サービス事業所によって提供されたものが占める割合について説明を行ないます。

③入院に際して

利用者は、病院または診療所に入院する必要が生じた時には、担当の介護支援専門員の氏名と連絡先を、病院または診療所に伝えさせていただくようお願いします。

（4）医療機関との連携

利用者が医療系サービスを希望している場合などは、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めるものとします。また意見を求めた主治医等に対して当該居宅サービス計画書を交付させていただき医療機関と連携を図ります。

(5) テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施

人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、以下の要件を設けた上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを行うこともあります。

- 利用者の同意が得られていること。
- サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意が得られていること。
- 利用者の状態が安定していること。
- 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートがある場合も含む）。

※テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報については他のサービス事業者との連携により情報収集をします。

※少なくとも2月に1回（介護予防支援の場合は6月に1回）は利用者の居宅を訪問いたします。

7. 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人権の尊重が達成されるよう、当法人は虐待防止のに関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催**
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備**
- (3) 虐待防止研修の実施**
- (4) 専任担当者の配置（虐待防止に関する担当者：谷口稔）**

8. 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

9. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、当法人は下記の措置を講じます。

- (1) 感染対策委員会の開催**
- (2) 感染症及びまん延防止のための指針の整備**
- (3) 感染症及びまん延防止のための研修及び訓練の実施**
- (4) 専任担当者の配置（感染症防止に関する担当者：谷口一）**

10. 身体拘束等の原則禁止

利用者又はほかの利用者等の生命または身体を保護するため緊急をやむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記載します。

11. 苦情の受付について（契約書第17条参照）

（1）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

[介護支援専門員] 相原 美紀

○受付時間 午前8時15分～午後5時15分

（2）行政機関その他苦情受付機関

介護保険広域連合 田川桂川支部介護保険担当課	所在地 田川市新町18-7 田川自治会館内 電話・FAX 0947-49-1093・1097 受付時間 午前9時～午後5時
国民健康保険団体連合会	所在地 福岡市博多区吉塚本町13番47号 電話・FAX 092-642-7813・7853 受付時間 午前9時30分～午後5時
福岡県社会福祉協議会	所在地 春日市原町3丁目1番7クローバーフラワーズ内 電話・FAX 092-584-3377・3369 受付時間 午前9時30分～午後5時
川崎町役場高齢者福祉課 田川市役所高齢介護係 糸田町役場福祉課 福智町コスモス保健センター 嘉麻市役所高齢者介護課 添田町役場保健福祉環境課	電話番号 0947-72-3000 電話番号 0947-44-2000 電話番号 0947-26-1241 電話番号 0947-28-9500 電話番号 0948-53-1182 電話番号 0947-82-1232

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所 恵愛園ケアプランセンター

説明者 職名 介護支援専門員

氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。また、私及び契約者、家族等に関する個人情報を別に定める【社会福祉法人恵心会 個人情報利用目的】の必要最低限の範囲内で利用、提供、または収集することについても同意しました。

利用者 住所

氏名

代理人 住所

氏名

続柄

※この重要事項説明書は、厚生省第38号（平成11年3月31日）第4条の規程に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

＜重要事項説明書付属文書＞

1. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ② ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③ 事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）

2. 損害賠償について（契約書第12条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第2条参照）

契約期間中は、以下ののような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

（契約書第13条参照）

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立、または要支援と判定された場合
- ③ ご契約者が介護保険施設等に入所した場合
- ④ 事業所が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第14条、第15条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には契約終了を希望する日の7日前までにお申しください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第16条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷付け、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続したがい重大な事情を生じさせた場合